

## 1 「くらし上手な消費者」を一緒に目指しましょう。

京都市長  
門川 大作

近年、消費生活と経済社会との関わりが多様化・複雑化し、地域・家庭のつながりが弱まる中、消費者トラブルも多様化・深刻化しています。

今年度も、京都市の消費生活相談窓口では、頼んでもいない商品を強引に送りつけるという「送りつけ商法」をはじめ、消費者トラブルに遭われた市民の皆様からたくさんの御相談をお受けしております。

相談現場で働く窓口の職員にとって、市民の皆様から「ありがとう」と言ってもらったり、「市長への手紙」などで改めて丁寧なお礼のお手紙をいただいたりすることは、「この仕事をやってよかった」と思える瞬間でもあります。この場をお借りして感謝申し上げます。

さて、「地域が支え合い、誰もが安心して暮らせるまちづくり」を進めるためには、消費生活を営む市民の皆様お一人一人が、人と人との関係のあり方や環境問題など、社会的公共的な性格を伴うことを十分認識し、消費生活のさまざまな問題に積極的に関わり、一緒に取り組んでいただくことも大切なことであると考えております。

このような中、平成24年12月に「消費者教育推進法」が施行され、全国各地で、消費者教育を更に充実していくための取組を行っていくことが求められています。

京都市におきましても、引き続き消費生活行政の充実に取り組んでいくことにより、人と人との関係を大切にする安心感のある消費生活社会の実現に努めてまいります。

「京都に住んでいてよかった」と実感していただけるようなまち、「くらし上手」な消費者を一緒に目指してまいります。

「ふれあい“やましな”2013区民まつり」  
の消費者啓発コーナーの前で

(平成25年11月 山科中央公園にて)

## 2 商品券等の使用に関する注意点について

商品券やギフト券，ＩＣ式のプリペイドカード等（以下「商品券等」）のようにあらかじめお金を支払っておき，買い物の際に使用することができるものを「前払式支払手段」といいます。なお，商品券等には，ポイントカードやマイレージ，乗車券の回数券などは含まれません。

商品券等の使用にあたっては，下記の点に御注意ください。

### 〈商品券等の使用に関する注意点〉

#### ○有効期限の確認

有効期限の記載がある商品券等は，期限が到来すると未使用の残高があっても使用はできません。商品券等の有効期限を確認しましょう。

#### ○払戻し（換金・おつり）は原則不可

商品券等は，原則として払戻しはできません。例外として，利用者のやむを得ない事情によって商品券等の使用が著しく困難となった場合等は，払戻しが認められていますので発行者に御相談下さい。

#### ○発行者が発行業務を廃止した場合

発行者が，商品券等の発行業務（発行及び使用）を廃止した場合は，一定期間を設けたうえで，保有者へ払戻しが行われます。使用可能な施設や店舗等での掲示物等には十分注意しましょう。

#### ○発行者が破綻した場合

商品券等の未使用残高が一定の基準を超える場合には，発行者は発行保証金として現金等を供託することが法で定められています。発行者が破綻した場合で，発行保証金の供託等がなされているときには，財務局等が行う還付手続により，発行保証金から優先的に配当を受けることができます。

商品券等に関する相談については，下記連絡先に御連絡ください。

京都財務事務所 理財課 TEL 075-752-1419 または

近畿財務局 きんざい金融ホットライン TEL 06-6949-6259

### 3 ロト6などの数字選択式宝くじの当選番号詐欺にご注意ください!

ロト6などの数字選択式宝くじの当選番号を事前に教えるとして、情報料を請求する当選番号詐欺の相談が全国の消費生活センターに多く寄せられています。

ロト6などの宝くじの抽選結果は、抽選後すぐにインターネットで確認できますが、詐欺業者はそのことを知らない消費者に対して、当選番号が事前に分かっているかのように思い込ませ、お金を振り込ませるのがこの詐欺の手口です。

また、相談の多くはインターネットを利用しない高齢者のため、日頃から家族など身近な人が本人の様子の変化などに注意していただくことが必要です。

#### 〈事例〉

- ① 数字選択式宝くじの当選番号が新聞に掲載される前夜に、大手銀行のグループ会社を名乗る者から「当選情報案内をしている。」と電話があり、当選番号を伝えられた。翌日、新聞で当選番号を確認すると全て当たっていた。情報料を払えば当選番号を教えると言われたので、現金を宅配便で送付した。その後業者から情報提供を受けたが、当選番号とは全く関係ない数字だった。
- ② 突然、「数字選択式宝くじは当選番号が記載された出玉を自由に調整している。会員になれば当選番号を事前に教える。」と電話があった。知らない業者だったが、業者名が大手通販会社と類似していたため、信用してしまった。「会員になるには預託金が必要。」と言われ、指示された私書箱宛に指示された金額を送付した。その後、当該事業者に連絡しても、電話が繋がらない。

#### 〈アドバイス〉

##### ○宝くじの当選番号が事前に分かることはありません

宝くじの抽選は厳正、公正に行われており、抽選を操ることや、抽選結果が事前に分かることは、絶対にありません。

##### ○このような勧誘の電話はすぐに切ってください

「興味がありません。もう電話しないでください。」ときっぱり断わってください。  
また、お金は絶対に払わないでください。

##### ○困ったときは、速やかに京都市消費生活総合センター（電話256-0800）に御相談ください。

## 4 平成25年度「くらしの達人」表彰式について

「くらしの達人」事業は、義務教育期の学校及び家庭における消費者教育の一環として、子どもたちが消費生活について関心を持ち、自ら考え、行動する契機となるよう、小・中学生から消費生活に関する標語を募集するものです。

今年度は、「わが家の買物ルール」、「環境にやさしい暮らし」、「わたしのインターネットの使い方」の3つのテーマで標語を募集したところ、小学生の部では、665名から1,215点、中学生の部では、1,211名から2,032点の応募がありました。

審査の結果、小学生の部については、京都市長賞1点、優秀賞5点、奨励賞25点、中学生の部については、京都市長賞1点、優秀賞5点、奨励賞26点が入選し、2月27日に表彰式を行いました。ここでは、入選作品のうち、京都市長賞に選ばれた作品を紹介します。

### 京都市長賞

小学生の部 <テーマ「環境にやさしい暮らし」>

**温暖化 身近なことから CO2CO2 (こつこつ) 削減**

樋爪 隼 (錦林小学校5年生)

中学生の部 <テーマ「わが家の買物ルール」>

**地産地消 食から始まる 家族の輪**

森 舞 (西ノ京中学校3年生)

#### 【編集後記】

平成26年もあっという間に2箇月が過ぎ、3月を迎えることとなりました。3月は「弥生」とも呼ばれ、草木がいよいよ生い茂る月「木草弥や生ひ月 (きくさいやおひづき)」が由来とされ、一般的にも春のイメージが強いと思います。

しかし、実際はイギリスのことわざの“March comes in like a lion and goes out like a lamb.” (3月はライオンのように荒々しい気候で始まり、子羊のように穏やかな気候で終わる) のように厳しい寒さが続きそうですが、寒さに負けずに外に出かけ、京都の自然を楽しむのもまた一興ではないでしょうか。

**消費生活に関する困りごとがあれば気軽に御相談ください。**

京都市消費生活総合センター ☎256-0800 (消費生活相談専用)

☎256-3160 (多重債務相談専用)

相談受付時間 月～金 (祝休日を除く。) 午前9時～午後5時

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/13-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

\*年末年始を除く土・日・祝日の緊急時の消費生活に関する相談については、  
土日祝日電話相談 ☎257-9002 午前10時～午後4時

